

全体構想（案）

1. 基本理念

本マスタープランにおける基本理念は、第3次土地利用計画に準拠し、以下のとおりとします。

（1）公共の福祉の優先

市民全体の幸福を目指すため、公共の福祉を優先します。

（2）自然環境の保全、活用、緑の創出

緑豊かで潤いのある生活環境と生物多様性に資するため、自然環境を保全します。

また、都市的開発を進める場合においても、現状の自然環境に配慮しつつ、できる限り保全します。

さらに、適切な自然環境の活用と緑の創出による自然と共生できる環境を確保し、いつまでも住み続けたいと感じられる市民のふるさととなる風景を創造します。

（3）持続可能な都市づくりの推進

環境負荷の低減に配慮しつつ、将来の人口減少を見据え、リニモを軸にした集約型の都市づくりを継続します。また、既成市街地における低・未利用地の有効活用を行い、今後も住み続けられる持続可能な都市づくりを推進します。

（4）健康で質の高い生活環境の確保

健全な地域社会の実現を図るため、高齢者をはじめ多様な世代が、健康で快適な質の高い生活を送ることができる環境を確保します。

（5）安全な暮らしの確保

地震、風水害、土砂災害等の自然災害から市民の生命や財産を守るため、災害に強い安全な都市づくりを目指します。

（6）文化的な市民生活の創造

本市の歴史的な風土や自然条件、社会的条件等を生かした文化的な市民生活を創造します。

2. 基本的な考え方

前項に示した基本理念を踏まえ、本マスタープラン改定における基本的な考え方を以下に整理します。

○市街地の拡大指向からまちの質の向上への転換

本市における人口推移は、当面、増加基調が続くものの、将来的に減少に転ずるものと予測されています。このことから、これまでの市街地の拡大を前提にしたまちづくりから、住宅都市としてまちの質を高め、みどりがあふれる、誰もが暮らしやすいまちを目指します。

○直近の人口増加（特に子ども）への対応

将来的な人口減少を見据えつつも、本市では、特に子育て世代が増加していることから、この状況に対応した施設が整ったまちを目指します。

○歩いて暮らせるまちづくり

今後、本市において増加が見込まれる高齢者をはじめ、多様な世代が歩いて暮らすことができる環境を整備するとともに日用品等の買い物の利便性の向上等、必要なサービスを楽しむことができる暮らしやすい居住環境を備えたまちを目指します。

また、低炭素社会を実現するために過度な自動車依存からの脱却が急務となっていることから、自家用車に頼らず歩いて暮らせるまちを目指します。

○大規模災害への備え

阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓や南海トラフ大地震の発生予測結果等を踏まえた大規模震災への対策に加え、近年、水害、土砂災害などの激甚化が全国的にみられることから、安心・安全に暮らすことができる自然災害に強いまちを目指します。

○人がつながる空間づくり

地域での活動の場の整備や活用、さらに多くの市民が市民活動や地域活動に参加しやすい環境を整備することで、地域の人たちがつながり、地域を支える人が育つまちを目指します。

また、歴史や文化、芸術、スポーツを活用した交流や今後開業が予定されるジブリパークなどの資源を活用した観光交流ができるまちを目指します。

○歴史の継承

長久手市において、これまで紡がれてきた歴史資源や景観・眺望を保全・活用することで、長久手市の歴史が継承されるまちを目指します。

○都市運営の考え方の導入

少子高齢化、生産年齢人口の減少による担い手不足や、それに伴う財政力の低下が予想されるなかで、施設整備や、施設の維持、管理を効果的かつ効率的に行っていくことが必要となることから、市民とともに、施設の使い方を考えながら作るまちを目指します。

3. 将来都市構造（案）

本マスタープランの基本理念及び基本的な考え方を実現するため、本市が目指すべき都市の姿を、将来都市構造として明らかにします。

（１）将来都市構造形成の考え方

本市が将来目指す都市構造として、主に市西部の市街地と市東部の豊かな自然が共存する土地利用を基本としながら、行政、商業、文化、観光、福祉など多様な都市機能をもつ「拠点」を配置します。

また、その拠点間の公共交通の利便性を高めるとともに、歩行者・自転車の移動環境の向上や、にぎわいづくりを進めることで、歩いて暮らせるまちづくり及び低炭素型の環境にやさしい都市の実現を目指す拠点間ネットワークの構築を進めます。（P4別図「拠点間ネットワークの概念図」参照）

今後、発生が懸念される南海トラフ巨大地震等の災害に備え、市内の避難所等への移動経路の安全性を高めます。

（２）拠点の形成

■都市機能複合拠点

- ・様々な行政施設が多く立地する市役所周辺及び商業・観光・市民協働等の様々な機能を有する長久手古戦場駅周辺を「都市機能複合拠点」と位置付けます。

■生活交流拠点

- ・歩いて暮らせるまちづくりの実現のため、交通利便性の高い東部丘陵線（リニモ）の駅周辺（杣ヶ池公園、公園西）を「生活交流拠点」と位置づけ、買い物をはじめ市民の日常生活を支える商業、サービス機能等の集積を図ります。

■観光交流拠点

- ・ジブリパークの開業を契機として、市内外から多くの観光客の来場が予想される愛・地球博記念公園を「観光交流拠点」と位置づけ、拠点からの市内観光施設への周遊性を高めます。

■文化交流拠点

- ・芸術、文化活動の拠点である文化の家や、知識、情報の集積と市民の学びの拠点である中央図書館の周辺を「文化交流拠点」と位置づけ、文化面からの交流機能の充実を図ります。

■農福交流拠点

- ・農業振興や、都市と農の交流促進をめざした施設である「あぐりん村」と健康・福祉の拠点機能が複合した施設である「福祉の家」周辺を「農福交流拠点」と位置づけ、農業や食生活、健康増進活動を通じた交流機能の充実を図ります。

■自然交流拠点

- ・市東部の香流川に沿ってひろがる田園地域や里山の自然資源を活かしたまちづくりの拠点として、平成こども塾丸太の家周辺を「自然交流拠点」として位置づけ、子どもたちの体験学習機能や自然との交流・ふれあい機能等の維持・充実を図ります。

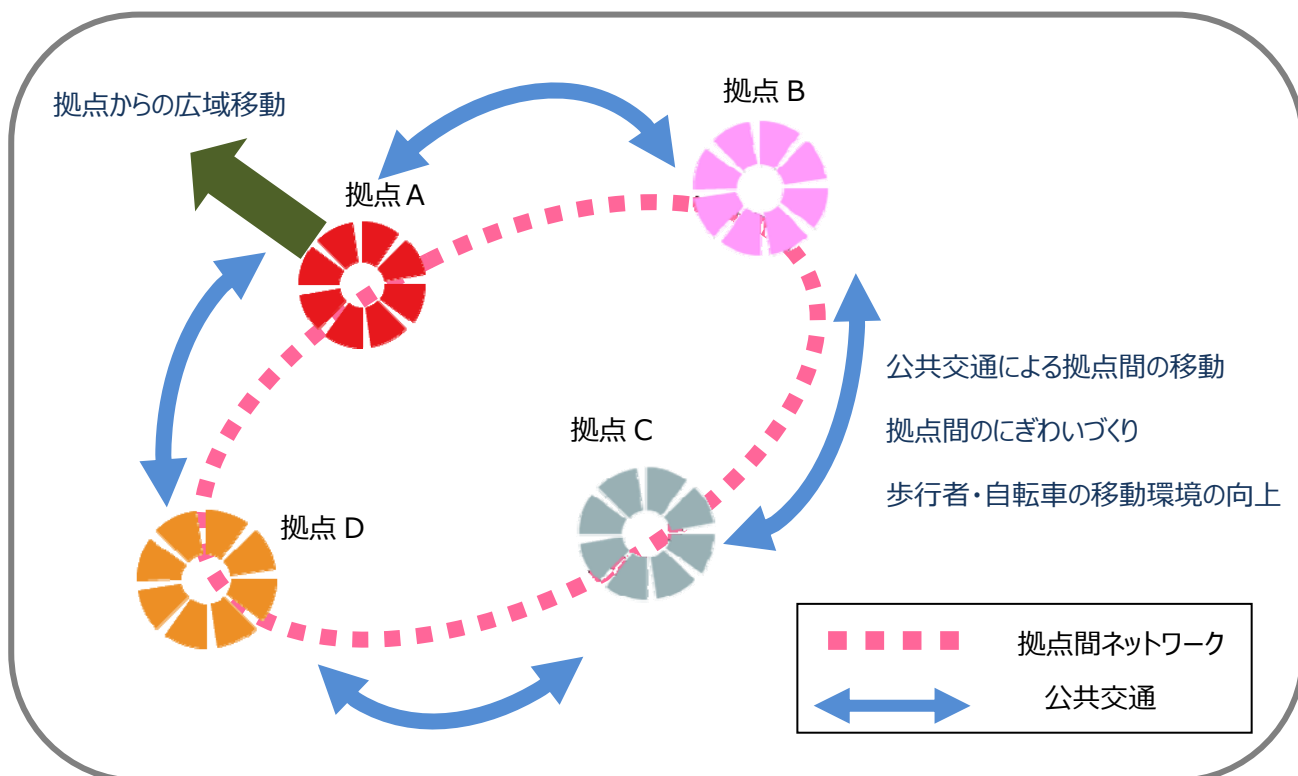
■防災拠点

- ・市役所周辺を「防災拠点」として位置づけ、今後の市役所の建替えにより、その機能の増進を図ります。

■医療拠点

- ・愛知医科大学病院を「医療拠点」として位置づけ、本市の骨格道路網と当該施設を結ぶ新たな道路整備を検討し、移動経路の確保を行います。

別図 拠点間ネットワークの概念図



(3) 軸の形成

■ 道路交通軸

- ・ 広域を結ぶ自動車専用道路である東名高速道路及び（都）名古屋瀬戸道路、市の東西軸である（都）愛・地球博記念公園線、南北軸である（都）瀬戸大府東海線により、本市の骨格道路網を形成します。
- ・ 大規模災害時において広域的医療拠点となる愛知医科大学病院が本市北部に立地することから、本市の骨格道路網と当該施設を結ぶ新たな道路整備を検討し、移動経路を確保することで、災害に強いまちづくりを進めます。

■ 公共交通軸

- ・ 名古屋市と豊田市を結ぶ公共交通軸の一部であり、本市を東西に横断している東部丘陵線（リニモ）を骨格的な公共交通軸として位置づけ、N-バスをはじめとするその他の公共交通により公共交通網を形成します。

■ 自然軸

- ・ 本市を東西に貫いて流れる香流川を骨格的な自然軸として位置づけ、本市の魅力であるみどりを享受できるまちづくりを進めます。

(4) 土地利用の構成

ア) 宅地

■ 住宅地

本市は、土地地区画整理事業による都市基盤整備を行い、低層住宅を主体とした良好な住宅地の形成を進めてきました。今後も西部を中心に低層住宅を主体とする住宅地形成を推進します。土地地区画整理事業により概ね整備済みの地区においては低・未利用地の適切な土地利用の誘導を図ります。

増加が見込まれる高齢者をはじめ多様な世代が歩いて暮らすことができる環境を整備するとともに、日用品等の買い物の利便性の向上等、必要なサービスを楽しむことができる暮らしやすい居住環境を備えた土地利用の誘導を図ります。

長久手中央地区は、土地地区画整理事業による市街地整備とともに、リニモ長久手古戦場駅北側では、引き続き、商業施設、駅前広場、公園等の都市機能が集積する複合拠点の形成に向けた土地利用の展開を図ります。

公園西駅周辺地区においては、土地地区画整理事業により、交通利便性を生かしながら、環境配慮型のまちづくりを先導的に進めることにより、低炭素社会に向けた土地利用の展開を図ります。そして、本地区における環境配慮型まちづくりの取組を、既成市街地へと順次導入していきます。また、公園西駅周辺地区に近接する地区計画制度を活用することが想定される住宅地については、周辺の自然環境に配慮するとともに、都市基盤施設の整備状況等を踏まえた土地利用の誘導を図ります。

計画的な都市基盤整備が遅れている既成市街地では、その地区の特性に応じ、低層住宅を主体とする良好な居住環境の形成を図るため、道路等の整備を進めます。さらに、空き家や空き地を活用したコミュニティ施設や市民交流の施設立地を可能とする土地利用の展開を図ります。

■工業用地

- ・東名高速道路沿道では、周辺の居住環境への影響を踏まえ、流通業務系を主体とする企業等の立地誘導を進めます。
- ・土地利用計画上、工業用地としての位置づけがある長久手古戦場駅南東部は、本市の重要な研究開発地区として、その土地利用を継続するよう誘導します。

■その他の宅地・商業地

市街化調整区域の(都)愛・地球博記念公園線(グリーンロード)北側沿道については、リニモ長久手古戦場駅やリニモ公園西駅周辺を中心とした土地利用を展開することにより、都市的土地利用の需要が高まると考えられるため、その適切な土地利用の誘導を図ります。

本市の南北の幹線道路である(都)高根線(図書館通り)沿道については、市街化区域ではその立地特性に見合った土地利用をする一方、尾張旭市へ向かう市街化調整区域では、沿道サービスを主体とする施設の立地需要が高い傾向にあるため、隣接する農地の営農環境への配慮や、市街地近郊の農地及び緑からなる良好な景観の保全を踏まえた上で、沿道土地利用の連続性の観点から適切な土地利用の誘導を図ります。

市役所周辺においては、市庁舎の建て替えによる防災拠点としての機能充実と合わせ、健康づくりセンターの機能を備えた総合体育館、公民館、子育て支援センター、高齢者生きがいセンター等の整備により、市民同士や多様な世代間の交流促進に資する都市機能集積区域としての土地利用の展開を図ります。

イ) 農地

農地は、農産物の生産基盤として最も基礎的な土地資源であるとともに、多様な生きものを育む場であり、また、農業生産活動を通じて、水源かん養、土砂流出防止、大気浄化機能等の多面的な機能を果たしています。特に、香流川上流部周辺は良好な水田が広がっており、後背の丘陵地や農村集落と一体となって田園風景を形成しています。したがって、これら農地の保全・整備を推進するとともに、集落を含む一体的な農業環境の整備を図ります。

東部を中心に、農を通じて都市部と農村部の人々が交流する長久手ならではのライフスタイルの場の実現に向けて取り組んでおり、農地の積極的、政策的な保全が必要となります。

そのためには、農業経営者の育成や確保、生産販売体制の拡充、新しい農業経営基盤の確立、環境にやさしい農業の推進、市民農園の活用等を図る必要があります。

なお、今後、都市的な土地利用の需要増大に伴う市街化区域の拡大等に対しては、総合的な視野のもとに優良農地を保全しつつ、計画的な土地利用の転換を図ります。

ウ) 森林

森林は、土地の保全、水源かん養、景観形成、自然環境の保全及び温室効果ガスの吸収源等の公益的な機能を有していることから、森林が有するこれらの多面的な機能を総合的に発揮できるよう、適正な保育管理を行いながらその保全と総合活用を図ります。

特に、大草丘陵から三ヶ峯丘陵にかけての東部丘陵は、緑豊かな本市を印象づける重要な景観要素としての役割を果たしています。また、ハッチョウトンボやシラタマホシクサ等、貴重な動植物が生息・生育していることに加え、ため池等の水源として重要な役割を果たしていることから、適切な保全を図ります。

さらに、東名高速道路以南の地域の緑地については、名古屋市の猪高緑地と一体となって、貴重な緑地を形成していることから、森林の適切な保全を図ります。

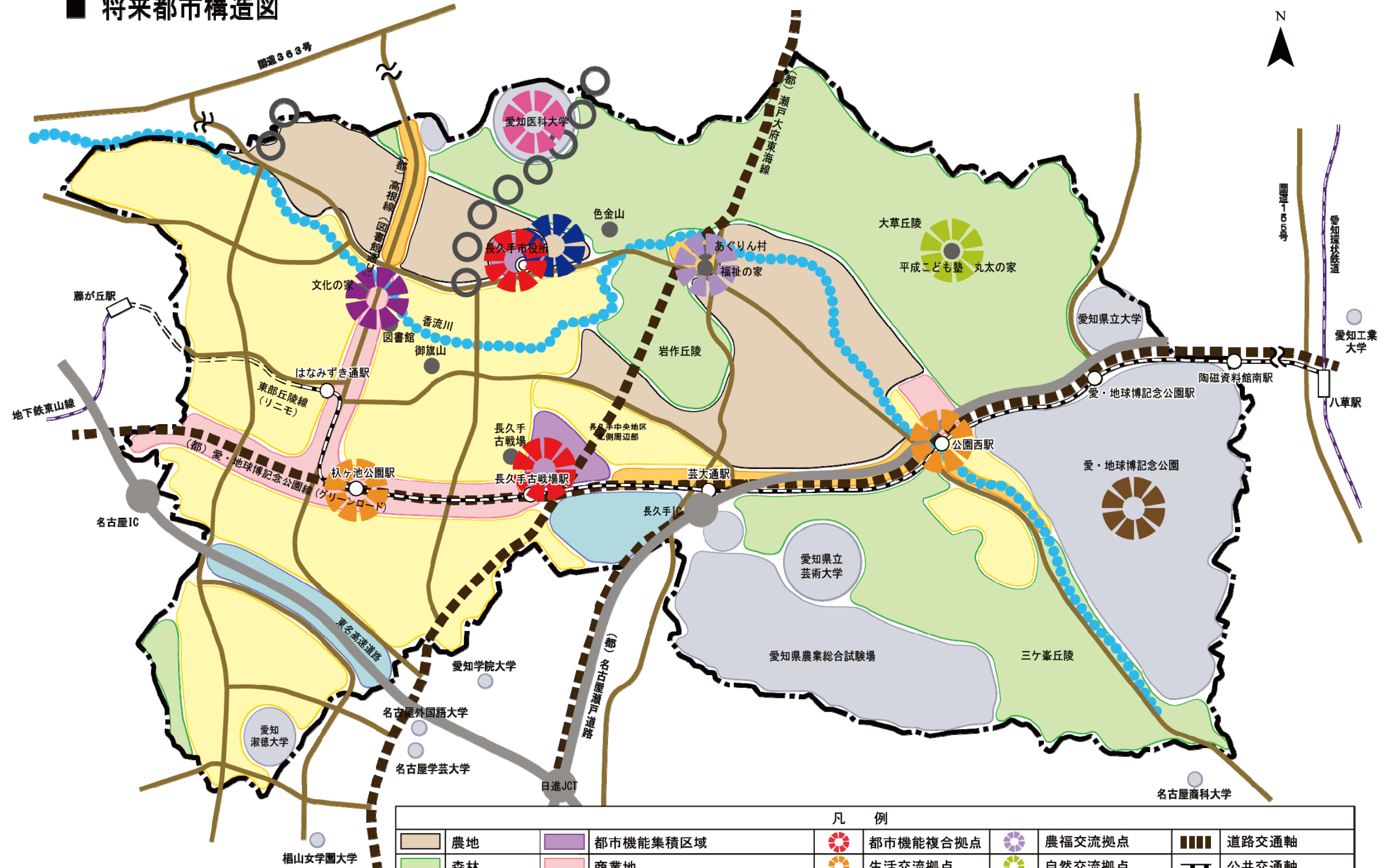
また、各地区の特性を生かした交流や体験により、市民が楽しさを発見することができる里山として活用を図ります。

なお、必要に応じて土地利用の転換を図る場合は、事前の調整を十分行い、自然環境との共生が可能となるような土地利用の誘導を図ります。

エ) その他

各利用区分のほか、公園・レクリエーション施設・文教施設・福祉厚生施設等は、本市のまとまりのある緑を確保する上で重要な役割を果たしています。したがって、それらについては敷地内緑化を推進するとともに、適切な配置や環境の保全、防災空間の確保等に配慮しつつ、計画的な整備を図ります。

■ 将来都市構造図



凡 例								
	農地		都市機能集積区域		都市機能複合拠点		農福交流拠点	 道路交通軸
	森林		商業地		生活交流拠点		自然交流拠点	 公共交通軸
	住宅地		その他の宅地		観光交流拠点		医療拠点	 自然軸
	工業用地		その他（大学、高校、研究施設等）		文化交流拠点		防災拠点	 将来道路ネットワーク構想

4. 分野別の課題と方針

本マスタープラン改定にあたり、基本理念、本市の現況からみた特色と、既都市計画マスタープランの評価及び基本的な考え方をふまえ、6つの分野（土地利用、公共交通、防災・安全、都市施設、都市環境、都市運営）に区分し、それぞれの課題を整理すると、以下のとおりとなります。

■ 分野別の課題

1 土地利用

- 1-1 当面の人口増加と将来的な人口減少、高齢化を見据えた、誰もが暮らしやすい都市構造と土地利用の誘導
- 1-2 都市拠点の整備
- 1-3 みどりの推進・保全

2 公共交通

- 2-1 地域ごとの移動ニーズに対応する公共交通ネットワークの確保
- 2-2 まちの変化と将来に対応する公共交通の展開と持続可能な公共交通の実現
- 2-3 高齢者等の交通弱者に対応する公共交通サービスの提供

3 防災・安全

- 3-1 都市の防災力・安全性の向上

4 都市施設

- 4-1 安心して快適に移動できる道路の整備
- 4-2 人口需要に応じた施設の整備
- 4-3 都市施設の長寿命化、複合化、ゼロエネルギー化
- 4-4 市民活動拠点の整備

5 都市環境

- 5-1 自然環境の保全
- 5-2 都市の低炭素化の推進
- 5-3 歴史、文化資源の保全・活用方策の検討
- 5-4 観光交流施設の整備及び回遊性の増進

6 都市運営

- 6-1 使い方を考慮した都市施設の整備
- 6-2 既存施設の利用率の向上や新たな使い方の検討
- 6-3 市民による地域課題の解決方策の検討
- 6-4 民間活力の活用方策の検討

■ 分野別の方針

ここでは、分野別（土地利用、公共交通、防災・安全、都市施設、都市環境、都市運営）の課題に対応する、まちづくりの基本方針と、その方針に基づく施策の骨子を整理します。

1 土地利用の方針

課題 1-1 当面の人口増加と将来的な人口減少、高齢化を見据えた、誰もが暮らしやすい都市構造と土地利用の誘導

(1) 今後の市街地の形成方針

【基本方針】

- ・ 将来的な人口減少を見据え、新たな市街地の拡大は行わないことを基本とします。
- ・ 長久手中央地区北側周辺部については、人口動向を踏まえ、適切な土地利用の展開を図ります。
- ・ 公園西駅周辺地区に近接する地区計画制度を活用することが想定される住宅地については、周辺の自然環境に配慮するとともに、都市基盤施設の整備状況を踏まえた土地利用の誘導を図ります。
- ・ 水害や土砂災害の抑制効果の高い森林、農地の保全を図るとともに、急傾斜地崩壊危険箇所等の災害発生が懸念される地域では、安全に配慮した適切な土地利用を図ります。（第3次土地利用計画）

【主な施策】

- ・ 長久手中央地区北側周辺部を住宅地として土地利用を進める際は、土地区画整理事業による面的整備を前提とします。事業の実施にあたっては、市内の人口動向はもとより長久手古戦場駅周辺の市外の開発に伴う人口需要についても考慮することが必要です。
- ・ 公園西駅周辺地区に近接する地区を住宅地として土地利用を進める際は、地区に多く残る自然環境を保全する施策について検討することはもとより、人口増加に伴う道路交通環境への影響について検討することが必要です。
- ・ 両地区とも開発に伴う人口増加による保育園、小・中学校の受入れの可否や下水処理の可否を始めとした各都市施設への影響について検討することが必要です。
- ・ 災害発生が懸念される地域については、宅地として開発しないことを基本とします。

【関連計画】

- ・ 第3次土地利用計画（2018年3月策定）

(2) 住み続けられる持続可能な土地利用の展開

【基本方針】

- ・増加が見込まれる高齢者をはじめ多様な世代が歩いて暮らすことができる環境を整備するとともに日用品等の買い物の利便性の向上等、必要なサービスを享受することができる暮らしやすい居住環境を備えた土地利用の誘導を図ります。
- ・既成市街地内における大規模宅地の土地利用転換により、周辺の居住環境への影響が懸念される場合、都市基盤施設の整備状況等を踏まえ、低層住宅を主体とした適切な土地利用の展開を図ります。(第3次土地利用計画)

【主な施策】

- ・本市においては、これまで閑静な住宅地を形成するべく幹線道路に囲まれた地区に低層住宅を誘導するための用途地域を指定してきましたが、今後、歩いて暮らすことができる環境を整備するため、地域住民の意見を聞きながら、店舗等の立地が可能な用途地域への変更や併せて地区計画を定めることなどの都市計画の変更について検討します。
- ・既成市街地内における大規模土地利用の転換については、庁内各関係課からの情報収集により、早期に必要な都市計画法上の手続きが進められるよう努めます。
- ・まちのあるべき姿を見据え、地域住民の合意のもと、適切な用途地域変更や地区計画等の指定を行います。

【関連計画】

- ・第3次土地利用計画（2018年3月策定）

課題 1-2 都市拠点の整備

【基本方針】

- ・市役所周辺においては、市庁舎の建て替えによる防災拠点としての機能充実とあわせ、健康づくりセンターの機能を備えた総合体育館等の整備により、都市機能集積区域としての土地利用の展開を図ります。
- ・長久手古戦場駅北側では、引き続き、商業施設、駅前広場、公園等の都市機能が集積する複合拠点の形成に向けた土地利用の展開を図ります。
- ・リニモ公園西駅周辺については、立地特性を生かした適切な土地利用の展開を図ります。
(第3次土地利用計画)

【主な施策】

- ・市役所周辺における都市機能集積区域としての土地利用の展開にあたって、整備する施設・機能に対し、必要に応じて市街化区域編入等の都市計画法上の手続きを実施します。
- ・長久手古戦場駅北側では、市民活動の拠点となるリニモテラスの整備及び長久手古戦場の歴史的環境を保存・継承及び交流の場とするため、長久手古戦場の再整備を行います。
- ・公園西駅周辺地区を市東部における地域拠点と位置づけ、市東部に暮らす人々の生活利便性を向上させる土地利用の誘導を図ります。

【関連計画】

- ・第3次土地利用計画（2018年3月策定）
- ・市役所等公共施設整備基本計画（2016年12月策定）
- ・スポーツ施設整備等基本構想（2017年3月策定）
- ・古戦場公園再整備基本計画（2017年3月策定）
- ・史跡長久手古戦場保存活用計画（2018年3月策定）

課題 1-3 みどりの推進・保全

(1) 市街地の緑の創出

【基本方針】

- ・まちの緑の量を増やし、潤いと安らぎを与えるため、公園や街路樹、保育園、小中学校等の公共の敷地内及び民間の敷地（宅地）内の緑化を推進します。（第6次総合計画）

【主な施策】

- ・ジブリパークの整備を見据え、その来場者の主たる経路となる（都）愛・地球博記念公園線及び（都）御富士線の街路樹の再整備を実施します。
- ・公共施設の新設、再整備の際には、これまでの水準以上の緑化を推進します。
- ・民間の敷地（宅地）内の緑化の推進のため、地域住民の合意のもと、必要に応じて都市計画法や都市緑地法等による手法の検討を行います。

【関連計画】

- ・環境基本計画（2016年3月策定、2021年3月改定予定）
- ・緑の基本計画（2010年3月策定、2020年3月改定予定）

(2) 農地、森林、里山の保全・活用

【基本方針】

- ・東部丘陵をはじめとする森林を積極的に保全するとともに、各地区の特性を生かした交流や体験により、市民が楽しさを発見することができる里山として活用を図ります。さらに自然の風景に溶け込む景観の形成を目指した河川の改修や植栽整備等により緑の創出を図ります。
- ・農地は積極的、政策的な保全、活用を図り、市民をはじめ多くの人が自然に触れあうことができる場となるような土地利用を図ります。（第3次土地利用計画）

【主な施策】

・

【関連計画】

- ・環境基本計画（2016年3月策定、2021年3月改定予定）
 - ・緑の基本計画（2010年3月策定、2020年3月改定予定）
 - ・里山プラン（2016年3月策定）
 - ・鳥獣被害防止計画（2018年3月策定）
 - ・長久手市田園バレー基本計画（2014年3月策定）
 - ・香流川整備計画（2014年12月策定）
 - ・ニノ池湿地群保全計画（2020年3月策定予定）
 - ・生物多様性戦略（2019年3月策定予定）
-

2 公共交通の方針

課題 2-1 地域ごとの移動ニーズに対応する公共交通ネットワークの確保

2-2 まちの変化と将来に対応する公共交通の展開と持続可能な公共交通の実現

2-3 高齢者等の交通弱者に対応する公共交通サービスの提供

(1) 各公共交通の連携

【基本方針】

- ・リニモ、名鉄バス、N-バス、タクシーの性質の異なる公共交通の役割分担を明確にしながら、各公共交通の連携、補完によって、移動利便性の高い公共交通体系を構築します。（地域公共交通網形成計画）

【主な施策】

- ・まちの変化や移動ニーズに対応した交通ネットワークとするため、N-バスの路線体系の形成、確保に向けて見直しを図る。

【関連計画】

- ・長久手市地域公共交通網形成計画（2019 年 3 月策定）

(2) まちの変化への対応と持続性の確保

【基本方針】

- ・大型商業施設の開業、交通結節点の整備等、まちの変化に対応するとともに、今後開業が予定されているジブリパークを視野に、市内のみならず近隣市町と連携し、移動・交流を支える市内外の公共交通施策を展開し、それら公共交通体系が持続できるように、公共交通サービスの展開の仕組みを構築する。（地域公共交通網形成計画）

【主な施策】

- ・市民ニーズや都市構造の変化へ対応するため、N-バスのサービスを向上させてきたが、N-バスに対する市の負担額は増加傾向にあり、効率的に運行させる必要があるため、路線毎の定量的な評価基準を設定し、評価・改善手法についての仕組みを構築する。

【関連計画】

- ・長久手市地域公共交通網形成計画（2019 年 3 月策定）

(3) 多様な移動ニーズへの対応

【基本方針】

- ・ 健常者や、高齢者や子育て世代、子ども、障がい者などの交通弱者の多様な人々の誰もが利用しやすく、利便性の高い公共交通サービスを提供する。（地域公共交通網形成計画）

【主な施策】

- ・ 高齢化に伴い増加する運転免許返納者及び移動困難者の移動を支援するため、既存の外出促進事業を踏まえ、新しい移動サービスの本格運行を目指す。

【関連計画】

- ・ 長久手市地域公共交通網形成計画（2019 年 3 月策定）

3 防災・安全の方針

課題3-1 都市の防災力・安全性の向上

(1) 地震・火災・土砂災害対策

【基本方針】

- ・災害時に緊急車両等の通行に支障が生じる恐れのある狭隘道路や、地震による倒壊や火災の延焼の恐れのある古い木造住宅等が密集する地域は、地域の状況に合わせた整備計画を検討し、地域住民の協力を得ながら、狭隘道路の拡幅整備や必要な防災対策を進めていきます。
- ・市民が利用する施設や防災上重要な施設については、優先的に安全確保の対策に取り組みます。また災害発生時に避難所となる施設において、避難所機能の強化を図ります。
- ・地震による建築物及び工作物の被害や財産損失の軽減を図るため、国・県等と連携しながら耐震化及び減災化に取り組みます。
- ・道路環境を一層整備し、安心して暮らせるまちづくりを推進します。
- ・台風等の豪雨時に河川や道路等の水位や状況を確認し、増水時に適切な判断ができるよう取り組みます。
- ・農業に欠かせない水源を確保、保全するため、ため池、農業用水路などの農業用施設の改修・修繕を推進するとともに、地域での保全管理の取組を支援します。(第6次総合計画)

【主な施策】

- ・今後、都市の防災力を向上させるため、各防災施設をつなぐネットワークが構築できる都市構造を目指します。

【関連計画】

- ・地域防災計画（2018年3月策定）
- ・岩作地区生活道路整備基本計画（2016年3月策定）
- ・耐震改修促進計画（2015年3月策定）

(2) 空き家対策

【基本方針】

- ・今後発生が懸念される空き家の有効活用及び周辺の生活環境に悪影響を及ぼす空き家への対応について、方策を検討します。(第6次総合計画)

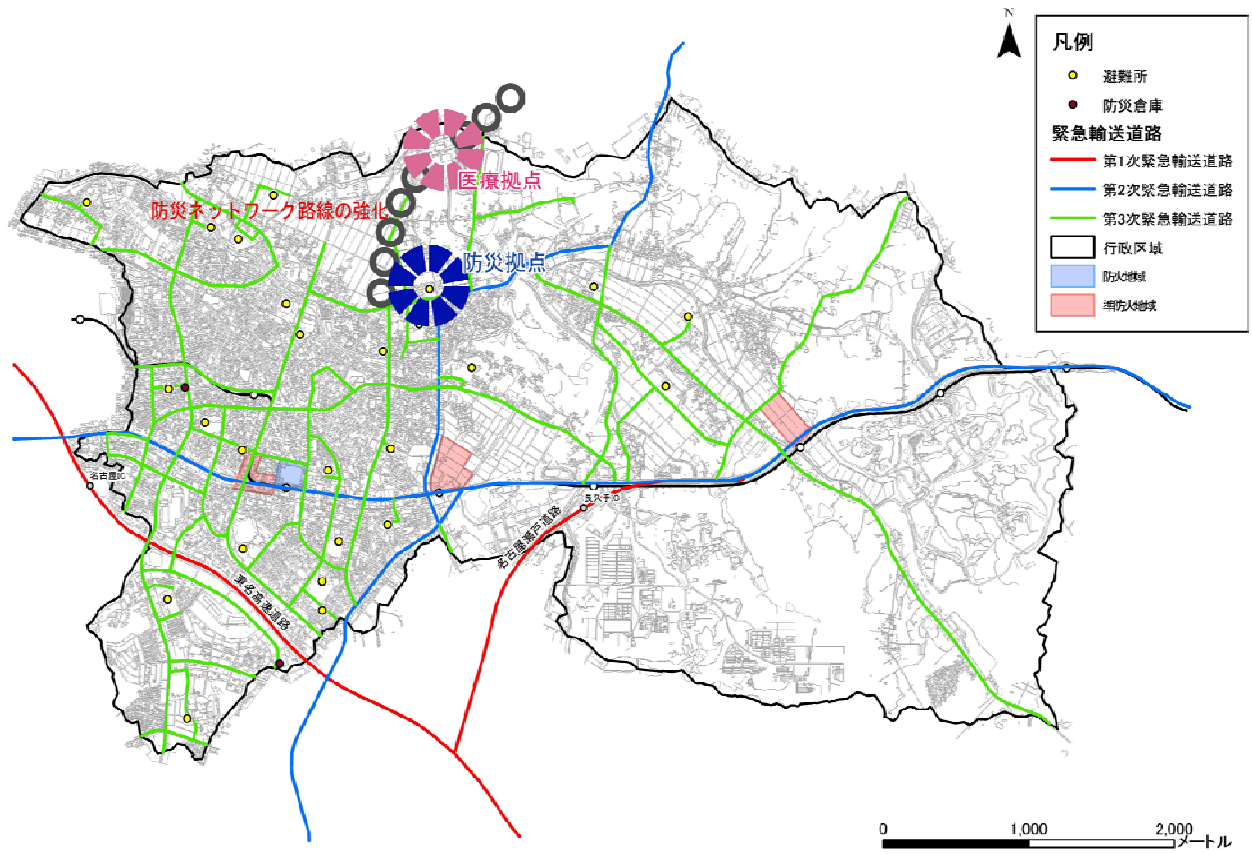
【主な施策】

- ・現在、本市においては、人口増加に伴う不動産の需給バランスが成り立っており、空き家問題について顕在化していないが、今後の人口減少期を見据え、状況の把握に努めるとともに、他市町からの事例収集等により、対策の検討を進めます。

【関連計画】

なし

防災ネットワーク図(案)



4 都市施設の方針

課題 4-1 安心して快適に移動できる道路の整備

(1) 道路の整備方針

【基本方針】

- ・道路の交通安全対策の強化のため、歩道や生活道路を整備することにより、歩行者や自転車の安全を確保し、市民が安心して通行することができる道路を整備します。
- ・渋滞対策のため、道路整備を行うとともに、主要地方道瀬戸大府東海線の整備促進や主要地方道春日井長久手線の延伸要望を行います。
- ・誰もが安全で快適に利用できるよう、道路のバリアフリー化を推進するとともに、狭隘道路の拡幅整備を行います。（第6次総合計画）
- ・計画的な都市基盤整備が遅れている既成市街地では、その地区の特性に応じ、低層住宅を主体とする良好な居住環境の形成を図るため、道路等の整備を進めます。（第3次土地利用計画）

【主な施策】

- ・将来都市構造図において、道路ネットワークを図示します。

【関連計画】

(2) 無電柱化への取組

【基本方針】

- ・市内における無電柱化の実施にあたっては、無電柱化実施の目的（防災、交通安全、景観）を検討し、地域防災計画や景観計画（策定予定）等の関連計画に基づき優先的に整備する路線について検討します。
- ・無電柱化の実施には、多額の費用が必要となることから、国等からの補助金の確保について検討するとともに、コストダウンの手法について研究します。

【主な施策】

- ・都市の防災力の向上のため、緊急輸送道路に指定されている路線の無電柱化を検討します。
- ・景観路線として無電柱化を推進していく路線について検討します。
- ・本市の先導的な取組として、（都）公園西駅南通り線の無電柱化を実施します。

【関連計画】

- ・地域防災計画（2018年3月策定）
- ・景観計画（2020年3月策定予定）

課題 4-2 人口需要に応じた施設の整備

4-3 都市施設の長寿命化、複合化、ゼロエネルギー化

(1) 汚水の処理方法の見直し、合理化

【基本方針】

- ・快適な生活環境を形成するため、新たな整備手法を検討しながら、計画的に下水道等を整備します。(第6次総合計画)

【主な施策】

・

【関連計画】

- ・下水道全体計画（2016年3月策定）
- ・下水道事業経営戦略策定事業（2020年3月策定予定）

(2) 保育、学校教育の将来ニーズを踏まえた施設整備

【基本方針】

- ・小規模保育事業や事業所内保育事業、家庭的保育事業、民間事業者が運営する保育施設を連携保育所等の協力により支援するとともに、待機児童の状況に応じて、民間活力を活かした新たな保育施設（保育所、地域型保育事業）整備の検討に取り組みます。
- ・生徒数の増加や学校施設の老朽化、社会環境の変化に伴うニーズに対応するため、施設を整備し、安全・安心で快適な教育環境を提供します。(第6次総合計画)

【主な施策】

・

【関連計画】

- ・子ども・子育て支援事業計画（2015年3月策定、2020年3月改定予定）
- ・教育振興基本計画（2019年3月策定）
- ・公共施設等総合管理計画（2017年3月策定）

(3) 公園施設の維持管理手法の検討

【基本方針】

- ・市民の憩いの場を確保するため、誰もが気軽に利用できる特色ある公園・緑地を整備します。
- ・公園については、多様な世代の利用者のニーズを把握したうえで、地域活動や市民活動を行うための新たな管理方針を検討し、地域のコミュニティの場を目指します。(第6次総合計画)

【主な施策】

・

【関連計画】

- ・緑の基本計画（2010年3月策定、2020年3月改定予定）

(4) その他の公共施設等の整備

【基本方針】

- ・耐震化、老朽化対応、バリアフリー化の推進等により、誰もが安全で安心して利用できる公共施設等を目指します。
- ・公共施設の更新時には、機能の複合化を前提に検討するとともに、公民連携の促進や、広域連携などにより、トータルコストを縮減します。
- ・長期間のライフサイクルコストを考慮した施設の維持管理を行うとともに、公共施設の更新時に機能の必要性を勘案のうえ、複合化を前提に検討するほか、公民連携による施設管理、広域連携による施設運用を行うなど、新たな手法を検討することにより、トータルコストの縮減を目指します。
- ・将来計画に基づき、財政負担を平準化し、計画的に基金を積み立てます。
- ・公共施設等の将来にわたる更新等に必要とされる金額を推計し、長寿命化等により、財政負担を平準化するとともに、財源不足が生じないように、基金の積立てや、起債の発行などを計画的に行います。(公共施設等総合管理計画)
- ・市の公共施設を新設・建て替えする際には、低炭素化に資する建築資材の利用促進や敷地内緑化等の環境に配慮した施設整備を図るとともに、ゼロエネルギー化に取り組みます。(第6次総合計画)

【主な施策】

・

【関連計画】

- ・公共施設等総合管理計画（2017年3月策定）

課題 4-4 住民活動拠点の整備

【基本方針】

- ・地域コミュニティを活性化させるため、地域の活動拠点となる地域共生ステーションを整備します。
- ・地域の活動拠点となる地域共生ステーションを軸として、高齢者をはじめ多様な世代の人たちが、歩いて行ける身近な場所に、地域の人たちと交流できる場の設置の検討に取り組みます。
- ・学生同士や大学・市民・企業等が相互に連携するための活動拠点を整備します。（第6次総合計画）

【主な施策】

- ・地域の課題を地域で考え、様々な取組を行うための拠点となる地域共生ステーションを概ね小学校区ごとに整備します。
- ・長久手古戦場駅前に、市民の日常の暮らしを支え、訪れる人をもてなす取組を市民主体で実施・展開できる場を提供するリニモテラス公益施設（仮称）を整備し、観光交流、大学連携、多文化共生、子育て支援の4つの重点テーマをはじめ、多様な分野が連携し、市民の新たなつながりを創出します。

【関連計画】

- ・地域協働計画（2009年3月策定、2021年3月策定予定）
- ・リニモテラス公益施設（仮称）整備基本計画（2016年4月策定）
- ・公共施設等総合管理計画（2017年3月策定）

5 都市環境の方針

課題 5-1 自然環境の保全

【基本方針】

- ・岩作丘陵や大草丘陵、三ヶ峯丘陵、ほとぎの里緑地等に広がる自然を次世代につなぐため、都市緑地法等の活用により、市民と協働で貴重な自然環境の保全に取り組みます。
- ・大草丘陵にある平成こども塾周辺の森林や竹林を活用したプレーパークの整備等、自然の中で行う様々な遊びや学びの場となる自然とくらしの里（木望の森）を創出します。
- ・本市の湧水湿地に生息する貴重な動植物を守るため、二ノ池湿地群等での保全活動に取り組みます。
- ・市内を流れる香流川において、近自然工法による護岸改修や河川しゅんせつ、植栽を行い、緑と生物に触れ合える空間を創出し、また調整池においては周辺風景に溶け込むよう緑化を推進します。（第6次総合計画）

【主な施策】

・

【関連計画】

- ・環境基本計画（2016年3月策定、2021年3月改定予定）
- ・緑の基本計画（2010年3月策定、2020年3月改定予定）
- ・香流川整備計画（2014年12月策定）
- ・里山プラン（2016年3月策定）
- ・平成こども塾マスタープラン（2016年3月策定）
- ・公園西駅周辺環境配慮型まちづくり基本計画（2013年5月策定）
- ・二ノ池湿地群保全計画（2020年3月策定予定）
- ・生物多様性戦略（2019年3月策定予定）

課題 5-2 都市の低炭素化の推進

(1) 環境配慮型まちづくりの今後の展望

【基本方針】

- ・市の公共施設を新設・建て替えする際には、低炭素化に資する建築資材の利用促進や敷地内緑化等の環境に配慮した施設整備を図るとともに、ゼロエネルギー化に取り組みます。
- ・公園西駅周辺地区では、環境配慮型のまちづくりを先導的に進め、低炭素社会に向けた取組を推進します。
- ・地球環境、経済、社会の課題解決につながるよう、地球温暖化対策の推進に向けた普及啓発し、既存住宅のゼロエネルギー化に取り組みます。
- ・低炭素なくらしの実現のため、民間の敷地（宅地）内の緑化推進や環境に配慮した車両の導入等に取り組みます。（第6次総合計画）

【主な施策】

・

【関連計画】

- ・環境基本計画（2016年3月策定、2021年3月改定予定）
- ・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（2016年3月策定、2020年3月改定予定）
- ・公園西駅周辺環境配慮型まちづくり基本計画（2013年5月策定）

課題 5-3 歴史、文化資源の保全・活用方策の検討

(1) 市内の歴史資源の保全活用

【基本方針】

- ・国指定史跡長久手古戦場をはじめとする市内に点在する史跡を保存継承し、古戦場公園一帯を歴史の学びの場、体験の場、交流の場、フィールドミュージアムの拠点として再整備します。また、市民による公園の管理運営を推進します。
- ・ふるさとの景観を残すため、市内に現存する古民家を保存し、地域のくらしを後世に伝え、市民が交流する場として活用します。
- ・市内には、多数の古窯が点在しているため、これを保存活用し、次世代に継承します。特に「丁子田1号窯」及び「市ヶ洞1号窯」周辺の「ほとぎのさと」を飛鳥時代に思いを馳せることができる地域活動の場として活用します。（第6次総合計画）

【主な施策】

・

【関連計画】

- ・古戦場公園再整備基本計画（2017年3月策定）
- ・史跡長久手古戦場保存活用計画（2018年3月策定）

(2) 景観に配慮したまちづくりの推進

【基本方針】

- ・魅力ある長久手らしい景観を形成するため、新たに景観計画を策定し、建築物や屋外広告物等の工作物の設置に対する運用方法を定める条例を制定することにより、景観まちづくりを推進します。(第6次総合計画)

【主な施策】

・

【関連計画】

- ・景観計画(2020年3月策定予定)

課題 5-4 観光交流施設の整備及び回遊性の増進

【基本方針】

- ・リニモ長久手古戦場駅北側のリニモテラスにおいて、「観光交流」をはじめ、「大学連携」「子育て支援」「多文化共生」をテーマとし、新たなつながりが生まれる場を整備することで、賑わいを創出します。
- ・ジブリパークの開業を本市の観光交流活性化の契機ととらえ、市内外からの来訪者が市内の各観光施設を回遊して楽しめるよう取り組みます。(第6次総合計画)

【主な施策】

- ・リニモテラス公益施設(仮称)を長久手古戦場駅周辺の都市機能複合拠点における観光交流を担う施設として位置づけ、市内外からの誘客や情報収集等に対応できるプラットフォームを構築します。
- ・また、リニモテラス公益施設(仮称)が掲げる観光交流以外の3つの重点テーマ(大学連携、多文化共生、子育て支援)と連携し、観光交流基本計画の目標像「住んでみて!訪れてみて!いいまちながくて」の実現に向けた長久手オリジナルの観光交流事業に取り組みます。

【関連計画】

- ・田園バレー基本計画(2014年3月策定)
- ・古戦場公園再整備基本計画(2017年3月策定)
- ・観光交流基本計画(2015年3月策定)

6 都市運営の方針

課題 6-1 使い方を考慮した都市施設の整備

6-2 既存施設の利用率の向上や新たな使い方の検討

6-3 市民による地域課題の解決方策の検討

6-4 民間活力の活用方策の検討

【基本方針】

- ・将来の税収減を見据えた計画的な財政運営や公共施設の管理、他自治体や民間事業者との連携、行政情報の適切な管理と活用により、効果的かつ効率的な市政運営を目指すとともに、まちづくりの一員としての市民参画の推進や市民主体の取り組みを支援します。（第6次総合計画）
- ・公共施設の更新時には、機能の複合化を前提に検討するとともに、公民連携の促進や、広域連携などにより、トータルコストを縮減します。（公共施設等総合管理計画）

【主な施策】

- ・施設整備の際には、その施設を利用する市民の声を取り入れ、施設供用後の活用方策についてあらかじめ検討します。
- ・市内の既存ストックにおいて、その利用率を向上させることや新たな利用方法について検討を進めます。
- ・道路、河川、公園・緑地などの公共空間の利活用を進めます。
- ・概ね小学校区単位の地域で、地域活動団体、市民活動団体、その他の団体及び個人と連携し、対話しながら地域固有の課題解決に向けて取り組むまちづくり協議会を設置します。
- ・施設の維持管理・修繕・更新等にあたっては、民間のノウハウや資金の活用を検討します

【関連計画】

- ・公共施設等総合管理計画（2017年3月策定）
- ・地域協働計画（2009年3月策定、2021年3月策定予定）